

令和3年度スポーツ産業の成長促進事業
「スタジアム・アリーナ改革推進事業（先進事例形成支援）」

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として予算の範囲内で各評価項目の得点が高いものについて採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じてヒアリングを行う場合もある。その場合は、提案者すべてを対象とする。

III 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、評価点の合計が、20点に満たないものについては不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (5) スタジアム・アリーナ改革推進事業を主体的に実施し、本事業終了後もスタジアム・アリーナ改革に係る取組の継続が見込まれること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」（令和2年3月策定・公表）中の評価項目のI. 構想・計画策定段階の全ての項目について検討する旨が明示されていること。
- (2) スタジアム・アリーナ改革に係るビジョンの実現に向けて、理解や協力が不可欠となる主要なステークホルダーが具体的に示されており、また、合意形成に向けた具体的な提案がなされていること。

- (3) 商圈として想定している地域の課題及びニーズの調査・分析、コンテンツホルダーや運営の専門家等へのヒアリングなど、コンテンツ及び付帯施設等の検討、同検討に基づく中長期の収支を含む運営・管理計画の策定に向けた具体的な提案がなされていること。
- (4) ビジョンの策定及び合意、中長期の収支を含む運営・管理計画の策定に係る検討手法や検討内容等の事業の成果が、国や他の地域の参考となり、今後のスタジアム・アリーナ改革推進事業の普及促進に高い効果が期待されること。
- (5) 費用対効果について妥当な経費が示されていること。

3 その他

- (1) 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」への選定に関する評価
 - ・令和2年度より選定を開始した「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」に選定された案件であること。
- (2) 地域未来投資促進法又は地域再生法に関する評価
 - ・スタジアム・アリーナ改革に関する事項が都道府県又は市町村により地域未来投資促進法に基づき策定される基本計画又は地域再生法に基づき策定される地域再生計画に具体的に盛り込まれているとともに、本事業の検討に、同基本計画又地域再生計画を策定した地方公共団体が協力していること。
- (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
- (4) 障害者支援等の取組に関する評価
 - ・協議会等の会議を開催するにあたり、車いす等での参加が可能となるよう施設面で配慮を行うこと。

〔評価基準〕

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

- 2 「3 (1) 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」への選定に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により2段階評価を行う。

選定されている = 1点	選定されていない = 0点
--------------	---------------

3 「3（2）地域未来投資促進法又は地域再生法に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により3段階評価を行う。

策定・認定済み＝2点 策定後認定申請中＝1点 策定・申請なし＝0点

3 「3（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府
男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認
定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.6点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.2点
 - ・認定段階3＝1.8点
 - ・プラチナえるぼし認定企業＝3.0点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.3点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・くるみん認定＝0.6点
 - ・プラチナくるみん認定＝1.2点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝1.2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

4 「3（4）障害者支援等の取組に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により3段階評価を行う。

大変配慮している＝2点 配慮している＝1点 配慮していない＝0点

審査要領

令和3年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業（先進事例形成支援）」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）に報告しなければならない。

2 スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。